

豊岡市道路除草作業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第35条の2第1項第1号の規定による道路の機能を維持するために道路管理者が行う道路除草作業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(優先的に道路除草を実施する路線)

第2条 道路除草作業は、次の各号の路線において、雑草の繁茂を放置すると視距確保不十分や道路内へのはみ出しなどにより、車両や歩行者など一般交通に著しく支障を及ぼす恐れのある箇所を優先的に実施する。

- (1) 幹線市道（公共施設へ通じる道路を含む）
- (2) バス路線
- (3) 河川堤防上に占用する道路
- (4) 通学路（義務教育学校の通学路）
- (5) 市長が特に必要と認める道路

(除草作業の実施方法)

第3条 道路除草作業の実施にあたっては次の各号を目安とする。

- (1) 道路除草の範囲は、原則、路肩から概ね1mの範囲とする。ただし、河川堤防上の道路で占用条件として別途除草範囲が示されている場合や、周辺の状況などから特別な配慮が必要な場合はこの限りでない。
- (2) 除草作業は年1回を基本とする。ただし、河川堤防上の道路で占用条件として複数回の実施を義務付けられている場合や、雑草の繁茂状況などから一般交通への支障がある場合はこの限りでない。
- (3) 年1回除草作業の場合の実施時期は、雑草の繁茂状況を勘案して決定する。ただし、遅くとも7月末までには実施する。
- (4) 除草作業は、雑草の繁茂による視距確保不十分や道路内へのはみ出しなどにより、一般交通に著しく支障を及ぼすことのないよう、また、草丈が70cm程度を超えることのないよう適切な実施に努める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。